第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第二十条の三	対外旅客定期航路事業者登録簿	一般不定期航路事業者登録簿
第二十条の三第一項	第六号様式	第八号様式
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	外航一般不定期航路事業承継申請書
第二十条の七第二項第一号ホ	使用旅客船	使用船舶（予備船を含む。）
第二十三条の三	内航一般不定期航路事業廃止届出書	外航一般不定期航路事業廃止届出書
	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

2　第二十条の六の規定は、外航一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用する。

3　第二十条の十及び第二十条の十三の規定は、外航一般不定期航路事業（旅客船を就航させて行うものに限る。）について準用する。

4　第二十条の十の規定は、外航一般不定期航路事業（旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

第三款　外航貨物専用不定期航路事業

（外航貨物専用不定期航路事業の届出）

第二十三条の十一　法第二十三条第一項の規定により外航貨物専用不定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用不定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　開始した事業の概要

三　事業開始の年月日

（新設）

（安全管理規程の内容）

第二十三条の十一　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ　基本的な方針に関する事項

ロ　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ　取組に関する事項

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　勤務体制に関する事項